

当事務所所管の港湾施設内に長期間放置されている自転車について、管理上支障であることから、広島県港湾施設管理条例第9条第6号の規定によって放置車両対策事務を遂行するため、今後引取りがない場合、所有権が放棄されたものとして、令和7年6月12日以降に処分することとします。お心当たりの方は、広島港湾振興事務所港営課までお申出ください。

【対象】 令和6年12月以前より、広島みなと公園駐輪場・広島みなと公園（小）の敷地内・みずとりの浜公園駐輪場に放置されている自転車。

令和7年3月12日 広島港湾振興事務所港営課（[TEL:082-251-7997](tel:082-251-7997)）

長期滞在自転車等一覧表

(令和7年3月12日)

番号	放置場所		車体番号	放置自転車等の特徴
1	広島みなと公園駐輪場	広島市南区宇品海岸1丁目	STTGF18451	緑・シティサイクル
2			JMH201003687	白・マウンテンロードバイク
3	広島みなと公園(小)		FC8M05382	白・小型自転車
4	みずとりの浜公園駐輪場	広島市佐伯区海老山南	LMH36663	緑・シティサイクル